

歳末たすけあい募金助成事業

平成23年度 地域福祉活動助成のご案内

北区社会福祉協議会では、地域住民が主体となって取り組む福祉活動を推進するために、「歳末たすけあい募金」を財源とした助成事業を行っております。特に、社会的孤立による不安を少なくし、安心して暮らせるまちづくりのため、身近な地域で行うささえあい活動や当事者活動の運営費などに対する応援に力をいれています。みなさんもこの助成を利用して身近な福祉活動にチャレンジしてみませんか？

前期スケジュール 受付：助成区分Ⅰ～Ⅳ

- 助成説明会 平成23年3月7日(月) 午後1時30分～(区分Ⅰ) 午後3時30分～(区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)(予約制)
- 申請期間 平成23年4月18日(月)～5月13日(金) *土日と祝日を除く
- 審査 平成23年5月末頃
- 結果通知 平成23年6月上旬頃
- 資金交付 平成23年6月中旬頃
- 申請方法 説明会に出席し、席上で配布される指定の申込書にてお申込みください。お申込みの際はお電話にてご予約ください。

■北区社会福祉協議会 ☎03-3906-2352 総務係 飯野、大澤

助成内容

【地域ささえあい活動】(区分Ⅰ)

- 地域でのささえあい活動を実施する団体を支援
- ①活動立上げ費助成(上限10万円) *団体立上げ後、おおむね3年以内の団体に対する助成。
 - ②事業費助成(上限5万円) *日常的な活動資金に対する助成。

【地域福祉活動助成】(区分Ⅱ)

- 地域福祉活動を実施又は強化したい団体のための事業資金助成。
- ①調査・研究費助成(上限60万円)
 - ②研修費(育成費)助成(上限10万円)
 - ③広報・啓発事業助成(上限10万円)
 - ④地域福祉活動事業費(上限20万円)
 - ⑤特別事業費(夢ひろげ資金)助成(上限50万円)
 - ⑥周年事業費助成(上限10万円) *社会福祉法人は対象外

【福祉作業所等小規模施設助成】(区分Ⅲ)

民間小規模施設の運営を支援(上限10万円)

【障がい当事者団体助成】(区分Ⅳ)

障がい当事者団体の運営を支援(上限6万円)

●対象団体(各事業共通)

- ①法人格を持たない非営利活動団体及びNPO法人 *地域福祉活動助成区分は社会福祉法人も対象とします。
 - ②北区内に所在、活動している団体
 - ③北社協団体会員
 - ④会員5名以上で、会則を制定している団体
- ※①～④のすべてに該当すること。

高齢者デイホームのご紹介

65歳以上の方が、もっと元気になれる場所をご紹介します!

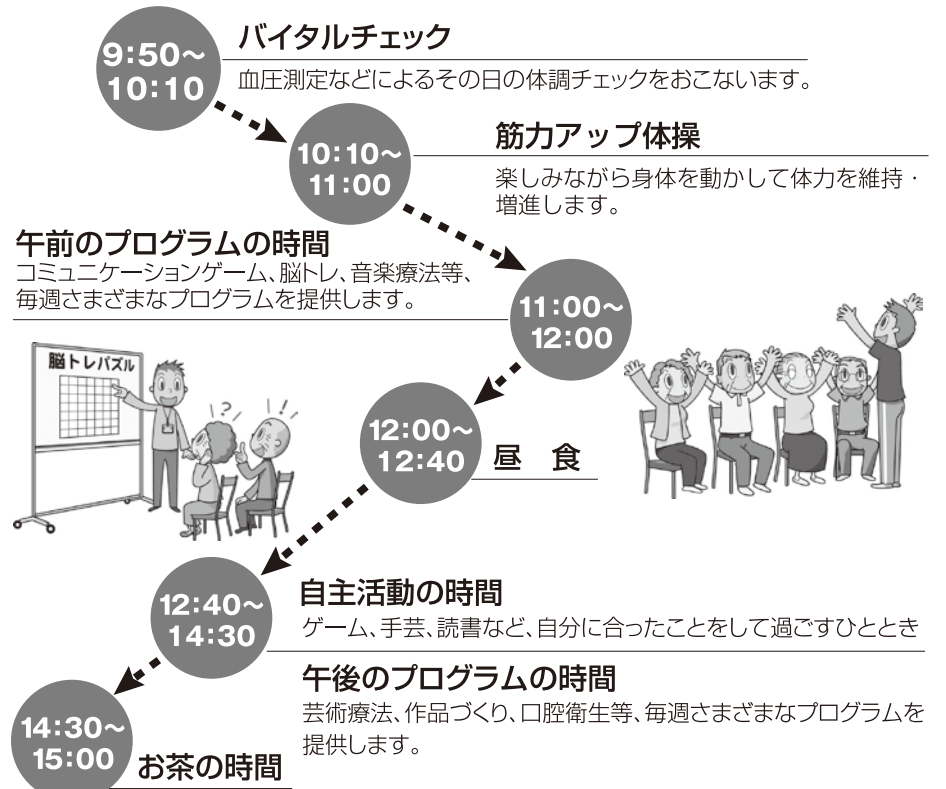


身体を動かすことが好き!
頭を使うことが好き!
みんなで楽しむゲームが好き!

ものづくりが好き!
音楽が好き!

あれもこれも、いろんなことに挑戦してみたい!
そんなあなたにぴったりな、デイホーム事業をご案内いたします。

デイホームでの1日の流れ



デイホームに通うことで「若返った」「生活にリズムができて規則正しく暮らせるようになった」「お友達ができた」「生活にハリが出た」「毎週来るのが楽しみ」など、利用者のみなさんからは数多くの感想をいただいています。

まずは見学から始めてみませんか?

興味のある方は是非一度見学・体験にいらしてください。

- 対象者：おおむね65歳以上の方で、介護認定を受けていない方。
- お問合せ：桐ヶ丘デイホーム ☎03-3908-1277
滝野川東デイホーム ☎03-5974-2540

権利擁護センター「あんしん北」

あんしん北では、毎月第1・3水曜日の午後、弁護士による専門相談を実施しております。

高齢者、障がい者の権利擁護、権利侵害、成年後見制度、遺言・相続、財産管理等に関することについて相談をお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

毎月第1・3水曜日

午後1時30分～4時30分
(1回60分以内)

■ご予約が必要です。前の週の金曜日までにお問い合わせください。

■時間に限りがあるため、事前に職員による聞き取りを行います。

たとえば

「母は一人暮らしをしています。少し認知症がみで、銀行からのお金の引き出しは母の知人がキャッシュカードで行ってくれています。しかし先日、介護事業所から母のサービス利用料が支払われていないという連絡を受け、母の通帳を見ると、母二人分の生活費とは思えない金額が数回引き出されていました。母に確認しても「わからない、覚えていない」と言い、このまま知人にお金の管理をお願いすることに不安があります。かと言って、自分は仕事を持っており、母のお金の管理をするにも限界があります。」

↓ 使途不明なお金引き出されている…知人がどのような方かはわかりませんが、とても難しい問題です。しかし、本人(ここではお母さま)の生活の安定、財産を守ることは必要となります。成年後見制度では、裁判所の監督のもと、専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)が財産管理を行うことができます。そのためには、裁判所に申し立てをして成年後見人を選任してもらう必要があります。本人の今後について、どのような方法が考えられるのか。あんしん北では、法律的な視点から弁護士に相談できる機会を設けております。ぜひ、権利擁護センター「あんしん北」までご相談ください。

お問合せ先

権利擁護センター「あんしん北」

☎03-3908-7200